

# JDC 西部総局プロフェッショナル選手規程

平成 15 年 1 月 1 日施行

令和 4 年 2 月 1 日改訂

## 第 1 章 総則

1. 本規程は、公益社団法人日本ダンス議会（以下、JDC という）の定款に基づき、西部日本プロフェッショナル選手会（以下、WJPC という）を通じて JDC にプロフェッショナル（以下、プロという）登録をしている選手並び未登録の選手を対象として制定する。
2. 本規程は、JDC 西部総局（以下、総局という）が主管する競技会（以下、競技会という）を公平かつ合理的に運営することを目的とする。
3. 本規程の改廃は総局運営委員会において行う。
4. 本規程の適用は 1 年ごととし、1 月 1 日より 12 月 31 日までとする（以下、競技年度という）。

## 第 2 章 競技会

1. 競技会は公式戦（オープン戦、級別戦、混合級戦、他）、非公式戦（シニア戦、他）で行うものとする。
2. 級別クローズドの指定のない競技会は、原則として下位級選手の上位級挑戦を可能とする。
3. 競技会における服装は、ボールルーム部門は正装、ラテン部門は自由とする。
4. 同一競技会において、2 人以上のパートナーと出場することはできない。
5. JDC 登録選手は登録証の提示により無料で競技会を観戦することができる。登録手続き中の選手については WJPC 会員証を代用する。但し、競技会によっては競技会実行委員長の判断により観戦できない場合もある。

## 第 3 章 出場規程

1. 競技会の出場資格は、登録選手、JDC 他総局登録選手、国内外他団体登録選手、及び未登録の選手とし、それぞれ該当するセクションに出場できるものとする。

2. 競技会に出場するためには、主催者の定める出場料を所定の期日までに納入する。  
出場申し込み期日終了後に出場を取りやめた場合には、出場料は返金されない。
3. 出場の申し込みは、所定の期日を遵守し、やむをえない理由により出場できなくなった場合は、速やかにその旨を主催者に届け出るものとする。
4. 無届けで欠場した時、締め切り時間に遅れた場合は棄権とみなす。
5. C級以上の登録選手においては、競技年度内の自己級戦及びオープン戦のトータル回数の1/2以上に出場する義務が課せられる。但し、オープン戦と自己級戦が同一の競技会で開催される場合、出場義務は1回とカウントする。D級の選手に関しては、自己級戦の1/2以上とする。上位級挑戦で得た得点は加算されるが、出場回数には含まない。

#### 第4章 登録規程

1. 級位の認定を受けている登録選手は、競技年度ごとに選手登録を行わなければならない。
2. 選手登録は、ボールルーム・ラテンの2部門に区分し、それぞれA・B・C・Dの4階級の級位とし、D級からA級へ進むのを原則とする。
3. 登録選手は、シングル又はカップルで登録を申請することができる。
4. 登録申請に際しては、所定の登録料を納める。
5. 登録申請は次の5つに分類される。
  - a. 新規登録：新たに登録選手の申請をするための登録。
  - b. 継続登録：登録選手が、次年度にその資格を継続するための登録。
  - c. 再登録：継続登録を行わなかった選手が再び登録選手の資格を得るための登録。原則として新規登録扱いとなるが、級位の認定は昇降級判定会議に諮り決定する。
  - d. 移籍登録：他総局及び他団体の登録選手が本総局に移籍をするための登録。  
なお、他総局又は他団体から移籍する場合は、保持していたクラスをスライドさせて登録することができる。スライド登録の際は、他総局又は他団体におけるクラス表示がされている同年度の登録証、又は証明書がWJPCに提出し、承認を得る。
  - e. 転向登録：アマ登録選手が登録選手の申請をするための登録。
    - (1) アマからプロに転向する時は、転向届及び転向時のアマ級がわかる証明書をWJPCに提出し、承認を得る。
    - (2) アマチュアからプロフェッショナルに転向した時の級位は下記に定める。
      - (イ) SA級はA級に認定する。

- (ロ) A 級は C 級に認定する。
  - (ハ) 全日本級選手権で 2 期決勝に入賞の場合は B 級に認定する。
  - (二) B 級以下は D 級に認定する。
  - (3) 年度末に昇級した場合は、次年度に該当級登録選手として最低 1 回は該当級となるアマ級別戦に出場しなければ昇級したと認めない。
6. 継続登録は JDC の Web サイトを用いて、定められた期間内に行う。新規登録・移籍登録・転向登録・再登録は WJPC を通じて行う。
  7. 次に該当する登録選手は、その登録を抹消される。
    - a. 継続登録を怠った時
    - b. 総局運営委員会の諮問により審議を経て登録抹消が決定された時
 \* b 項により登録を抹消された選手が再登録を希望する時は、総局運営委員会の承認を必要とする。

## 第 5 章 パートナーシップ

1. パートナーとは、パートナーシップを組む相手の事を意味する。
2. シングル登録の選手が新たにパートナーシップを組む時は、下記の表を参照しそのカップルの級位とする。但し、SA 級選手の級位は昇降級判定会議に諮り決定する。

新たにカップルを結成する際の級認定条件

級	級別持ち点		級認定条件 (双方の持ち点合計)
	リーダー	パートナー	
A 級	12	12	18 点以上
B 級	8	8	14 点以上
C 級	6	6	10 点以上
D 級	4	4	—

(例) D 級のリーダーと B 級のパートナーが組む場合、4 点 + 8 点 = 12 点となりこのカップルの自己級は C 級となる。

3. カップル登録の選手が事情により臨時パートナーシップを組む時は、自己の認定級位以下の臨時パートナーでなければならない。
  - \* 事情によりとは、女性パートナーの妊娠・出産、及びパートナーの短期の疾病・障害を意味し、WJPC を通じて昇降級判定会議の承認を得た後に競技会に出場できるものとする。

- a. 申請は WJPC を通じて文書で行い（臨時パートナーシップの期間を記載する事）、届出から最大 2 競技年度、臨時カップルとして出場できる。
- b. 復帰後の級位は、臨時パートナー終了時の級位をそのまま移行できる。

## 第 6 章 昇級規程

1. B 級以下の登録選手で第 3 章-5 の出場義務を果たした者のうち、各競技会で得た合計得点が競技年度ごとに定めた規定の得点を超えた場合、昇降級判定会議に諮り、競技年度末に昇級する。規定の得点は通常、競技年度内の初めての競技会の開催までに WJPC を通じて報告される。
2. 昇級に必要な点数は次の場合に与えられる。
  - a. 競技会において、決勝に勝ち残った者を有資格者とし、ボールルーム・ラテン両部門とも、その種目の数に関係なく次の通りとする。
 

<u>順位</u>	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位以下
<u>得点</u>	1 0	8	6	4	2	1	0.5
  - b. 上位級の選手が 8 組以上出場する競技会において、下位級の選手が決勝に勝ち残ったとき・・・・・・・・・・ 5
  - c. 上位級の選手が 1 5 組以上出場する競技会において、下位級の選手が準決勝に進出したとき・・・・・・・・・・ 5
  - d. 上位級の選手が 3 0 組以上出場する競技会において、下位級の選手が最終予選に進出したとき・・・・・・・・・・ 5
3. 参加組数が 6 組に満たないときは、最下位を 6 位とみなし、順次繰り上げその点数を与える。（例えば、3 組の時は 1 位を 4 点、4 組の時は 6 点とする）
4. 次の各項に該当した時は、昇降級判定会議に諮り特別昇級を認める。特別昇級とは第 3 章-5 の出場義務を果たした者のうち、第 6 章-1 での昇級とは別に 1 階級特別に昇級することをいう。
  - a. 25 組以上出場するオープン戦において、C 級以下の選手が決勝に勝ち残ったとき
  - b. 上位級の選手が 8 組以上出場する競技会において、下位級の選手が優勝したとき
  - c. a.b.以外に昇降級判定会議で特別昇級が妥当だと判断されたとき
5. 他団体・他総局の競技会に出場して得られた成績は昇級判定のための昇降級判定会議において参考資料とされる。
6. 昇級の決定は、すべて昇降級判定会議に諮り決定する。
7. 昇降級判定のための昇降級判定会議は原則、競技年度内の最終の競技会終了後から年度末に開催される。

## 第7章 降級規程

1. 次の各項に該当したときは降級の対象となる。
  - a. 第3章-5の出場義務を果たしえなかったとき。  
\*海外に技術の習得を目的とした留学又は研修、海外で開催される国際的な競技会への出場を希望する選手が事前にWJPCを通じて海外研修届を提出したときは、その期間の競技会に出場したものとみなされる。
  - b. 競技年度ごとに定めた降級要件に該当したとき。  
なお、その要件は通常、競技年度内の初めての競技会の開催までにWJPCを通じて報告される。
2. SA級は対象外とする。
3. 以下の事項については降級審査のための昇降級判定会議において考慮の対象となる。
  - a. 海外留学又は研修
  - b. 女性パートナーの産休（届出から2競技年度以内）
  - c. 疾病・事故等で出場不可能な場合
  - d. 昇降級判定会議が諸般の事情により必要と認めた場合
4. 3. a.b.c.の取り扱いを希望する登録選手は、定められた期日までに昇降級判定会議の長宛てにWJPCを通じて文書で提出するものとする。
5. 降級の決定は、すべて昇降級判定会議に諮り決定する。

## 第8章 その他

1. 本規程の改廃は、総局運営委員会において決定する。
2. 本規程適用の詳細は、昇降級判定会議に委ねられる。
3. 本規程は、JDCの定款に優位しない。
4. 本規程は、令和4年2月1日より施行する。

(補足)

1. 昇降級判定会議は総局、審査委員会、競技管理部、競技部、選手会の代表で構成される。
2. 昇降級判定会議の長は競技管理部の代表が務める。